

太子町消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年8月1日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

規則第18号

太子町消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

太子町消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年規則第40号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「177,950円」を「186,050円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「88,980円」を「92,980円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年8月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の規定は、令和7年8月1日以降の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。